ONE for ONE TIMES
Free ¥0-
発行：一人一票実現国民会議サポーター　http://www.ippyo.org　Sunday. Aug 5. 2018. extra

一人一票実現のためのインタビュー企画
～この方にお話を伺いたい！～

本号はインタビュー記事特集号です。本企画のスタートのきっかけは、今年の1月12日付法律新聞（法律新聞社）に掲載された「新たなる年に向けて」という弁護士の鈴木富七郎先生の論文です。同論文で、鈴木先生は、「憲法は、国民主権と平和主義を基本原則として、すべての統治行為は法の支配の原則で行使すると規定してい（る）」と述べられ、さらに『正当な選挙で選ばれた代議士が、**国民の多数の意思に基づき立法することが、法の支配である**』旨述べられています。

私どもの1人1票実現運動は、まさに、「国民の多数決」、「法の支配」が機能する国民主権国家を実現することを目的とするものであり、鈴木先生の論文に我が意を得た思いでした。

そして、鈴木先生の論文から一週間も経たないうちに、今度は、Attorney' s Magazine（C&Rリーガル・エージェンシー社）2018.1月号で、**参院選の選挙裁判で初の高裁違憲判決**を言渡した井戸謙一弁護士（元裁判官）のインタビュー記事を見つけました。

鈴木先生にも、井戸先生にも、直接会ってお話を伺いたい。スタッフのボルテージが一気に上がり、本企画がスタートしました。

1人1票実現のためには、「1人1票が民主主義・国民主権の根幹である」という価値観をより多くの人と共有することが欠かせません。

このインタビュー企画を通じて、1人1票に賛同されている方々の生の声をできるだけ多く皆様にお届けすると同時に、お会いした方々に私たちの1人1票運動についてもご紹介していき、1人1票実現運動が一層広がっていくことを期待しています。

第1回 弁護士 鈴木富七郎 先生
「漁夫生涯竹一竿　法曹生涯誠一貫」

漁夫は竹竿が命。法曹は誠を通すことが命であると。真野先生にそういうふうに教育を受けました。だから僕はここにいるんです。

鈴木先生：簡単に自己紹介いたしますと、私は、司法研修所終了後、真野毅法律事務所に入り、弁護士の修業をしました。真野先生は、昭和22年、弁護士から最高裁判事に就任された最初の方でした。私は、真野先生から約20年間直接薫陶を受けました。恩師である真野先生は、<法は経験である>という信念により、歴史的成果である「憲法」に基づき、国家権力三権が運用されるべきであるとの法律論を、判決や新聞・雑誌で、生涯にわたり展開されました。

昨年来、憲法改正の議論が一段と活発化されています。そんな中、歴史的な流れとして、一体、国家という法人の実体とはいかなるものかという課題について、私も、考え直し、あの「新たなる年に向けて」を発表しました。

―　先生は論文で、「国会が、**多数決原理の基礎**にある**国民の過半数の意思を以て立法する**ための選挙法の欠陥を更正する**責務**を怠ってい（る）」と指摘されています。

鈴木先生：いろいろな意見はありますけれども、主として1対1であるべきものを、（投票価値の不平等が）2倍、3倍もの格差を決めている選挙法を、「法律として正当」であるとする忖度判断に、私は、賛成することが出来ません。私は、公権である参政権行使条件を決めている現行法の「選挙権」についての1.2倍以上もある格差は、憲法14条の法の下の平等1：1の規定に反するものであるとの意見を持っています。

「芦部教授の2倍未満説」

―　投票価値の平等の問題では、芦部教授の2倍未満説があります。芦部教授の2倍未満説が出てきた時、どのように感じられましたか。

鈴木先生：これは当時の政治情勢についての一種の妥当性の妥協案としての提案で、自衛権と戦闘廃止の矛盾の弁証法であると思います。法原則は、常に例外がある相対的な「原則」で、法には、完全無欠性は常にあるものではありません。法には絶対はありません。

―　芦部説は、当時の妥協案としての最善案にすぎないとのご理解ですね。私どもも、今日、芦部先生がご存命だったら、原則は、「2倍未満」ではなく「1人1票」とおっしゃるだろうなと話しているのですが。

鈴木先生：芦部教授が「2倍説」を唱えられたのは、『5倍、6倍でも法律で決めたことは違憲にはならない』という当時の一般的な意見に対する反論として、2倍以上は「平等性」を害するという意見であったように、今は思っています。

しかし、**「2倍まで」という論は、「原理・原則」ではありません**。原理は「憲法14条の平等」の解釈評価の問題ですから。戦後の復興が進み、法整備が進んで、具体的に憲法改正が世論として多数を占める社会情勢が明白になれば、**「2倍でも違憲ではない。」という判断はもはや維持できない意見**であり、TPO により採用できないことだと思っています。

あくまでも推察ですが、芦部教授に対し、現時点で「意見」を求めれば、「選挙法」を「1人1票」に近づけること、その範囲は、「1：1.05」（すなわち5%の余裕を限度として）で、一対一の対応を判定するのが正当である、とされると思います。それ故、現在の選挙法の「格差」は「違憲」状態にある、とされると思います。

「国民の多数決論」

―　先生が論文で述べられている国民の多数決論は、民主主義の本道だと思うのですが、これまでに90以上の高裁判決が言い渡された中で、国民の多数決論に言及したのは、片野悟好裁判長（広島高裁岡山支部）の判決のみです。なぜ、他の判決で「国民の多数決論」の言及がないと思われますか？

鈴木先生：それは、**民主主義とはどうあるべきか、ということに対する哲学の差**なのでしょうか。難しい問題ですけれども、やはり伝統的に、支配権が国家を構成する中心だという考え方が強いからなのでしょう。個人の自由があっても、**明治憲法は極端で、法律が与えた権利だけを認める**といったような具合ですから。

―　明治憲法では国民は主権者ではなく臣民でした。

鈴木先生：そうです。臣民です。だからごたごた言っても駄目ですよと。国家の主権者天皇が法で認める範囲の権利を臣民は許容される。国家権力こそが中心ですよという考えです。その国家権力を破ろうとしたのが1776年のアメリカ独立宣言　―"government of the people, by the people, for the people, shall not perish from the earth."「人民の人民による人民のための政治は、人間社会からなくならない普遍原理だ」―　という、あの演説。これがやはり基本だと思うのです。これをどこまで理解しているかということではないでしょうか。

三淵忠彦・初代最高裁長官の就任に当たっての国民への挨拶

鈴木先生：最高裁判所は、昭和22年5月3日の憲法施行と同時に発足しました。発足時、三淵忠彦・初代最高裁長官は、就任に当たっての国民への挨拶として、次の通り述べています。

「裁判所は、国民の権利を擁護し、防衛し、正義と公平とを実現するところである。」、「ことに、これからの最高裁は、従来の事件を扱うほか、国会、政府の法律、命令、処分が、憲法に違反した場合には、断固としてその憲法違反であることを宣言して、処置をなさねばならぬ。」と。

P.2 に続く >>

弁護士 鈴木富七郎 先生インタビュー 続き…

鈴木先生：私は、これは長官個人の意見ではなく、**最高裁判所の司法権の理念**であると信じます。最も議論されて考えられた**国民への挨拶状**ですからね。**日本の出発点**です。

最高裁発足の昭和 22 年当時、わが国は、ポツダム宣言による GHQ の占領支配下にあり、占領から主権を回復し、国際社会に復帰するのは、サンフランシスコ条約の成立（昭和 27 年 4 月 27 日）を待つことになりました。その間、わが国の国家体制は、大きな変革を遂げました。一言で表しますと**「法治国家」から「法の支配の国家」に変身**したことです。

ー　現職の裁判官で、1人1票の原則を明言されているのは、**鬼丸かおる裁判官（違憲違法）と山本庸幸裁判官（違憲無効）**です。

鈴木先生：最高裁判所の「少数意見」が「多数意見」に変わるまでには時間がかかることもあります。しかし、「一人一票実現国民会議」さんの運動は、歴史的な運動で、たとえ超えるべき障害が続いたとしても、是非たゆまずにお続けくださいますようお願いいたします。

人民というものは間違うということもあり得ます。そこが問題です。多数決で決まったことは絶対かといったら多数決の絶対性はない。だから少数意見を採り上げて、次のステップで改定していくという努力を続けていくしかないのです。**間違いを間違いと判断して改定していく、という行動しか民主主義を維持する手段はありません**。しっかり議論して、ちゃんと多数の意見がとおるような国会に作り替えないと。だからこういう訴訟は非常に大事だし、皆さんの運動は非常に歴史的な意味がある運動だと思います。

後ろの額装に「漁夫生涯竹一竿（ぎょふしょうがいちくいっかん）法曹生涯誠一貫」とあります。漁夫は竹竿が命。法曹は誠を通すことが命であると。私どもは、真野先生にそういうふうに教育を受けました。だから僕はここにいるんです。

ー　とても感動的なお言葉です。

鈴木先生：「法の下の平等」はわが国の「憲法」の基本規定であり、「代議員制度」の基本要件です。「国民知恵」を信じて、一人一票運動に邁進下さいますように、改めて御願い致します。

ー　鈴木先生、力強いエールを有難うございました。今後ともよろしくお願いいたします。　（2018.1月）

弁護士 鈴木富七郎 先生
昭和36（1961）年に弁護士登録し、真野毅元最高裁判事（注）の事務所に入所。昭和58年に事務所を引き継ぎ、鈴木法律事務所に改名。現在に至る。
（注）弁護士真野毅先生：東大を首席で卒業し、銀時計を授与される。最高裁判事任期中（昭和22～33年）は少数意見を多く書いた。尊属殺事件では、昭和25年大法廷判決で違憲の少数意見を述べた。33年後の昭和48年大法廷判決では、違憲は多数意見となった。

第2回 弁護士 井戸 謙一 先生（元裁判官）
はい。裁判官はすごい権限を持っているのです。

ー　井戸先生が志賀原発の差止請求事件で、差止判決を書かれたことは存じ上げていたのですが、参院選の選挙裁判（90年参院選〈選挙区選出〉）で我が国**初の**高裁違憲判決を言渡されたのが井戸先生であったことを知り、記事を読み終わって衝動的にインタビューの申し込みをさせていただきました。早速、違憲判決のことからお聞かせいただけますでしょうか。

参院選で日本初の高裁違憲判決

井戸先生：とにかく酷かったですから。6.59倍です。この時の定数訴訟は、大阪と東京と2つ起こったんです。東京は菊池裁判長だったかな。東京は合憲判決でした（東京高判平成5年2月23日）。6.59倍でも合憲だったんです。（笑）で、私どもはいくらなんでも6.59は酷すぎるということで。ただ、私は、いままで裁判所がなんの警告も発していないので、いきなり違憲というのは難しいのかなと思っていました。

ー　先生はその時左陪席でいらっしゃいましたね。

井戸先生：はい。私以外のお二人とも積極的なご意見でした。今回は6.59ですが、その前も5.いくつでしたから、到底憲法上容認できる範囲を超えている。当時、衆議院は2倍、参議院は3倍ぐらいが限度じゃないかという学者もいらしたはずで、3倍超えてかなりの時間が経つわけですし、違憲状態という半端なことではなく、はっきりと違憲といった方がいいということになりました。

ー　では、さほど苦労もなく、自然と3人がそういう結論（違憲判決）になったということですか。

井戸先生：そうですね。特に反対意見があったわけではありません。

ー　2009年からの一連の一人一票裁判で東京高裁・難波孝一裁判長に係属したことがありました。これらの裁判では、憲法14条の平等論ではなく、国民の多数決論に基づく主張をしています。

国民の多数決論とは、憲法56条2項（国会議員の多数決で議事を決定するとの定め）と前文第1文、1条（国民主権の定め）の3つの条文の法解釈論から、国会議員の多数決が民主的正統性をもつためには、国民の多数が国会議員の多数を選んでいることが必要になるという憲法の条文の解釈論に基づくものです。

口頭弁論期日で、難波裁判長は、「主位的主張は平等論なのか、多数決論なのか、再度確認したい。肩透かし判決を書きたくないから。」とおっしゃって、原告代理人は、「主位的主張は、憲法56条2項、前文第1文、1条に基づく憲法解釈論（多数決論）です。」と答えました。私たちは、ついに国民の多数決論に立脚した東京高裁判決が出るかもしれない、と楽しみにしていたのですが、結局判決は多数決論には触れていませんでした。ただし、**人口比例選挙の原則は明言**されていて、**不平等が容認されるにはその合理性の立証責任は国が負う**ということはきちんといっていただきましたが。

高裁判決で多数決論を言っていただいたのは、片野悟好裁判長（広島高裁岡山支部）のみで、衆院、参院それぞれの裁判で違憲無効判決をいただきました。しかし、3回目の裁判（衆）では、裁判体が変わり、東京から新しい裁判官が加わった途端に違憲状態判決になってしまいした。

なぜ、こういうことを申し上げるかというと、裁判長がいくらAという結論をもっていても、合議では、2対1の多数決で裁判長が負けてしまうことがあるのだなという苦い経験がございまして、井戸先生の選挙裁判では、3人とも同じ意見で非常にラッキーだったと思いました。

井戸先生：高裁になるとみなキャリアがありますから、裁判長のいうとおりというわけにはいかないですからね。

「国民の多数決」論について

ー　これまで、多数決論についてお聞きになられたことはありますか？

井戸先生：あの事件以来定数訴訟は担当しませんでしたし、多数決論はいま初めてお聞きしました。

平等論でなく多数決論でいくというのは、平等論では限界があり、新たな切り口が必要という発想なんですよね。平等論では突き崩せなくて多数決論では突き崩せるというのはどういうところにあるんですか？

ー　平等というと、絶対的平等と相対的平等とがあり、どの程度の不平等までだったら許せるかという匙加減論になってしまう。これまでも最高裁はずっと匙加減論をやってきました。ところが、多数決論でいくと多数決は1票でも多い方が総取りになりますから、匙加減では論じられなくなるということです。

井戸先生：確かに平等論だと衆議院で2倍、参議院で3倍ぐらいまでは行くかもしれないけど、そこから先はなかなか進みにくいかもしれませんね。

本来国民の多数の意思で意思決定がされなければならないということなんですが、個々の政策についての賛否で議員をえらぶという建前になっていないから、選んだ議員が議決に対する賛否は、選挙民の意思に拘束されない、個々の議員の判断で行っていいので、そこに大きな断絶があって、そこに橋をかけるのが理屈で難しいのかなと思いましたけど。

合理性の立証責任は国にある

井戸先生：2倍説というのは、いろいろな例外的事情から許容できる再上限の範囲が2倍であるということにすぎないわけで、**2倍以下ならなんでもいいんだという理屈はないわけです。とにかく限りなく1に近づけなければならないわけですから**。1.5でも1.6でも不合理なものはそれを是正していないのはダメでなわけです。**1.5にしかできないのはどうしてなのか、1.8にしかできないのはどうしてなのかを国側が立証しなければならないはずです**。

あと、違憲状態論というのが、国会が努力しているかどうかで違憲かどうかが決まるという理屈もおかしいですね。客観的に憲法が予定している状態なのか、違うのか、ということで違憲かどうかが決まるのであって、**国会が努力しているから、違憲状態であるけれども違憲じゃない、という理屈は根本的におかしい**と思います。

ー　2倍の壁をどのように超えるか。どうしたら説得できるのでしょうか。

井戸先生：結局国会の裁量論なのでしょうけれども、最大格差を2倍以内に収めようという努力はしてきているかもしれないけど、本来は1であるはずですから、2倍では目標が違っています。**2倍までへの努力はしてきたけれどもその先の努力をしているところは見えていない**。目標があって、そのための手段があって、その手段においては、裁量があるのかもしれませんが、ゴールの設定が間違っていますから。

例えば、参議院だと極端なところを合区すると　↗

最大格差は下がってきます。しかしそれ以外の中間の数値のところはほとんど手を加えられていない、という指摘が必要なんじゃないかと思った時期がありましたが。

ー　おっしゃるとおりで、0増5減といえば、5つの選挙区だけをピンポイントで変更しただけで、県内ですら、各選挙区の人口が均等になるような変更をしていません。

井戸先生：0.5や0.6がざらにあるわけでしょ？昔は、参議院は5倍、6倍、衆議院だって5倍近くまで裁判所は動かなかったわけで、そこから2倍近くまで来たわけですから、それはみなさんの市民運動のおかげですよ。ただ、数値的に改善してきているので、裁判所としても棄却しやすいというのはありますね。裁判所は非常に政治的ですから。最高裁は、理屈が通る、通らないにかかわらず政治的に結論だしますから。

裁判の独立

井戸先生：ご参考になればと思いまして、これをお渡ししようと思っていました。違憲判決を言渡した時の思い出を、裁判官ネットワークに書いた文書です。

ー　以下は、井戸先生が日本裁判官ネットワークに寄稿された「ある判決言渡しの思い出」からの抜粋です。

最初、私は、戸惑いを感じた。すでに、法廷前には多くの市民やマスコミ関係者が集まり、どんな判決が言い渡されるのか、かたずを飲んで待ち構えているはずだ。裁判所の総務課は、判決言渡し後の報道対応に気を揉んでいるはずだ。裁判官室の外の世界は、いつもと違う時間が流れているのに、裁判官室の中は、いつもと全く同じ時間が流れている。そう考えるうちに、私は、言い知れぬ感動を覚えたのだった。「そうか、これが裁判の独立なんだ。」　どんなに社会的反響の大きい事件であっても、どこからも何の圧力もなく、3人の裁判官だけで議論して結論を出す。当たり前のことであるとはいえ、高裁長官も、高裁事務局長も、他の部の裁判官も、それ以外の何者も、口を挟まない。「注目しているよ」というメッセージすらない。3人の裁判官は、当事者が提出した主張と証拠だけから、結論を出す。結論を出したら、それを判決書という形で表現し、淡々と言い渡すだけであって、名もない多くの事件と何ら変わるところはない。私は、一人緊張していた自分が恥ずかしいように感じた。　その日は、書記官から、言い渡し前に法廷でのビデオ撮影があるので、午前9時55分までに法廷裏の合議室に入ってくださいと言われていた。午前9時50分になると、裁判長は、「そろそろいきましょうか。」と言って、法服に手をかけた。「ああ、やはり裁判長は覚えていたのだ。」と思った。裁判長、次いで右陪席裁判官、最後に私の順で法廷に向かった。一旦、合議室に入り、書記官の合図で法廷に入室した。裁判長は、いつもと同じように、主文を読み上げ、続いて私が作成した判決要旨を淡々と朗読し、言い渡しが終わった。　裁判官室に帰ってくると、裁判長は、早速、次に予定されている事件の進行について、私に意見を求めた。大判決を言い渡した余韻に浸っている暇はないのだった。

全文はこちら：
http://www.j-j-n.com/coffee/121101/sangiin.html

ー　有難うございます。**裁判の独立**ですね。

井戸先生：はい。そう思ったんです。

ー　感動しました。裁判官はこのようなパワーを持っているのですね。

井戸先生：ええ。すごい権限を持っているのです。

（2018.1月）

弁護士井戸謙一先生
昭和52年（1977）東京大学教育学部卒業。昭和54（1979）年に裁判官任官。
2011年に退官し、井戸謙一法律事務所開設。
弁護士になってからの仕事の内容は、原発関係が3割程度を占めている。

（後記1）
　インタビューの最後に写真撮影をお願いしました。撮影のために、ジャケットのボタンをしめ、居住まいを正して体の前で手を組んだ瞬間、いままで優しくお話をして下さっていた井戸先生から、一瞬にして裁判官のお姿に大変身！その変わりように心底驚きました。

（後記2）
　後になって調べると、この事件の原告代理人は、越山康先生と共に選挙裁判をされていた山本次郎弁護士であることがわかりました。2009年に私どもが1人1票裁判を始める前の、越山先生が昭和32年以来続けてこられた選挙裁判の歴史を再認識しました。

第3回 弁護士 山口 邦明 先生
衝撃的な判決でした。全く予想していませんでした。

山口先生：まず、私の選挙無効事件との関わりを簡単にご説明します。

　日本で議員定数不平等の裁判を最初に起こしたのは、越山康弁護士です。私と越山先生との関係ですが、私は昭和39年の冬に越山ゼミという司法試験の受験サークルで越山先生の指導を受けていました。その間に、越山先生が昭和37年に訴えた参議院選挙の無効請求事件について、最高裁大法廷で合憲判決（昭和39年2月5日）の言渡しがありました。

　私はその年の秋、司法試験に合格し、ちょうど東京オリンピックの年でしたから、ぼーっとオリンピックを見ていたら、越山先生からこういう判決（昭和39年2月の大法廷判決〈参院〉）に興味ないか、と声を掛けられ、それ以後、選挙無効事件に関与するようになりました。

昭和51年最高裁大法廷
違憲違法判決

ー　今日一番お伺いしたいのは、昭和51年の大法廷判決についてです。高裁では合憲判決でした。それからどのような経緯を経て一気に違憲違法判決になったのでしょうか。

山口先生：高裁段階までは越山先生がやっておられました（東京高裁判決は昭和49年4月30日）。私は高裁はやっていません。高裁判決の翌50年の8月の初めに、越山先生から連絡があり、来月の9月8日に大法廷弁論をやるから手伝うようにと言われました。弁論の1か月前に、急に言われました。（笑）

ー　高裁判決から最高裁判決まで2年も経っています。昭和49年頃というと、ロッキード事件の影響で、国会のパワーが少し弱まっていたともいえる時期でしたので、最高裁も思い切った判決を出しやすいということがあったかもしれない、などと思いましたが。

山口先生：いろいろなことを考えて、時間がかかったということはあるかもしれないですね。しかし、政治とのかかわりは、わかりません。

ー　裁判長は村上朝一さんでした。

山口先生：はい。

ー　高裁で合憲判決だったのが、最高裁では、いきなり、違憲違法が8名、違憲無効が5名という、驚くべき内容でした！弁論をされている時に、何か手応えのようなものは感じられましたか？

山口先生：全くないです。最高裁弁論の1か月前に、私と大阪の山本次郎弁護士の2人が急に越山先生に呼ばれまして、3人で各20分ずつ弁論を担当する、と言われました。とにかく1か月しか準備期間がありませんでしたから、**女房には子供を連れて1か月実家に帰ってもらいました。（笑）**　1人で1か月間、弁論要旨を作るのに大変苦労しました。そういう状態でしたから、弁論の時に裁判官がどのような様子だったかなどを観察する余裕は全くありませんでした。

　どうして違憲判決が出たかについては、裁判所の内部のことは分かりませんが、思い切った考えの方々がいらっしゃったということですね。今だって勇気のある裁判官が4～5名いれば、特に裁判官出身の裁判官が前向きに判断してくれれば、最高裁は動くと思うんですけれども。

明治憲法を学んだ裁判官が去り、
新憲法を学んだ裁判官が就任するも

山口先生：昭和の時代は、まだ明治憲法を勉強した裁判官がおられた時代です。新憲法を学んでいない裁判官です。だから、越山先生たちとの話では、この人たちがいなくなり、全員が新憲法を勉強した裁判官になれば、1人1票は当たり前なので、そのうち何とかなるだろうと言っていました。**平成10年頃には最高裁の裁判官が全員新憲法を勉強した裁判官になりましたが、合憲判断の姿勢は変わらなかった、**というのが実情です。

ー　昭和51年4月14日の判決当日についてお聞かせいただけますか？

山口先生：衝撃的な判決でした。全く予想していませんでした。実はお恥ずかしい話ですが、当日、判決主文を聞いても私は意味が全く分からなかったんです。恥ずかしいというのは、行政訴訟法をあまり勉強していなかったので、事情判決という制度を知らなかったんです。ですから判決主文も何を言っているかわからないし、何でこんな判決になるのかさっぱり分からなくて、鳩が豆鉄砲を食らったような感じでした。

　越山先生は、この昭和51年判決と昭和60年判決（両方とも衆院選挙）の2つの違憲判決（違憲だが請求棄却）が自分の実績だと、いつもおっしゃっていました。これが**昭和51年4月14日判決当日の朝日新聞**です。

朝日新聞 夕刊
定数不均衡は違憲
最高裁、47年衆院選で原判決を変更
政治構造ゆるがす宣言
一票の平等を確認
選挙やり直しは棄却
1対1の大差
春闘ヤマ場 次々スト入り
是正問題の再燃は必至
政府も予想せぬ厳しさ
立法府の怠慢警告
事情判決制を援用
パンピー

ー　ありがとうございます。これは判決当日の夕刊ですね。ということは、判決は午前中だったのですか？

山口先生：午前10時の法廷です。当時春闘の最中で、判決当日は私鉄ストが予定されており、交通がマヒする可能性がありました。私は、不測の事態に備え、最高裁に歩いて出頭できるように、判決前日は、近くのホテルに泊まり、翌日最高裁に出掛けていきました。

P.4 に続く >>

弁護士 山口邦明 先生インタビュー 続き…

選挙裁判　実は、アメリカも日本も、スタート時期は同じ

―　越山先生はそもそも『ニューズウィーク』誌に掲載されたベーカー判決（1962年）を読んでその年に選挙裁判を始められたわけですね？（当国民会議ホームページより：「1人1票裁判とは」http://www.ippyo.org/topics/saiban.html）そして、最初の裁判から15年目で、初めての違憲判決にたどり着きます。日本では、選挙裁判が司法判断の対象になるとの判断がでるまでに何回か裁判を経たのでしょうか？

山口先生：いや、その前はないです。**日本では、ベーカー判決から半年もしないうちに、当時司法修習生だった越山先生が訴えた事件が最初**です。昭和37（1962）年の7月の最初の事件から高裁も訴え自体には文句を言わなかったし、最高裁も定数是正訴訟を法律が認めていないとは、一度も言ったことがありません。

もっとも、アメリカでも1962年の段階では、裁判所は司法判断の対象になると判断しただけで、別に1人1票だとかそういうところまでは判断していません。ですから、**アメリカも日本も、1人1票について裁判所が検討を始めたスタート時期は同じだったんです**。それなのに、現在、日米でこんなに差がついているということは、日米の考え方の違いが原因だと思います。

―　判決のあとはどのようになりましたか？

山口先生：51年判決のときは、判決の前に衆議院議員の配分規定の是正がおこなわれ、次回選挙は是正後の配分で行うことが決まっていました。

―　では、もしかしたら今回もアダムズ方式採用の法改正が済んでいますので（平成28年改正法　注）、状況は51年判決の時と似ていますね。

山口先生：現在の法律をひっくり返すのは影響が大きいけれども、改正前の法律を無効にすることは最高裁としては影響が少ないと考えたのかもしれません。

2倍説

―　2倍説についていかがお考えですか？

山口先生：結局、1人1票（one person one vote）の意味をどう理解するかです。One person one voteという言葉に対し、アメリカは限りなく1対1に近づける努力をしました。ところが、日本は1人1票というのは1人が2票持たなければいいんだよね、と理解した。**アメリカと日本とでは、One person one voteという言葉に含ませる思想、民主主義の理解が全く違うんです。**

One man one voteが日本に輸入されたときは、昔からよく言われている衆議院は3倍、参議院は6倍の時代でしたから、そういう時代の2倍論はまだ意味がありました。2倍が最終目標かどうかは別にして、6倍がおかしい、3倍がおかしいという言葉として、2倍を超えたらおかしいという、2倍較差論にもある意味では意味があったわけです。

その流れで、平成6年に衆議院の区画審設置法を制定するとき、2倍以上にならないことを基本とすると法律で決めました。この平成6年改正法で2倍論者の目標は達成されたわけです。ですから、2倍論者はもはや目標を失ってしまったことになります。

先ほども申しましたアメリカと日本の考え方の違いですが、それは国民性の問題で、日本の人たちはアバウトですよね。突き詰めたり、勝ち負けでもそうですが、白黒をはっきりつけるとか、日本人はそういうものの考え方を避ける傾向があります。だから、2票与えなければいいんでしょうぐらいの話で、それ以上は議論がなかなか進まないのではないでしょうか。

昔はわれわれのグループにもたまに、2倍論を唱える人がいました。ただ、研究会にちゃんと来ている人たちの中には、全くいません。**やはり相当に突き詰めて考えないと、われわれみたいな厳しい One person one vote（限りなく1対1）の考え方をするようにはなれないのかなという気がします。**

―　かつて2倍説を唱えていた方も、今はいなくなっているということをお伺いすると、やはり、1人1票の原則という、法哲学といいますか、そういうのが進んできているのかなと今思いましたが。

山口先生：国民一般に少しずつ理解されてきたと思います。

人口比例選挙を実現するために

―　最後の質問になります。今後数ヵ月のうちに最高裁判決の言渡しがあると思います。どのようにしたら人口比例選挙判決を得られるでしょうか。

山口先生：残念ながら、裁判所は、自分の役割を十分に認識していないと思います。それを何とかしたいんですが・・・、一つの例ですが、参院の事件で最高裁は、都道府県の地域代表性は認めず、合区する方法などを示しました。国会は、2つの合区を作り、2016年の参院選を行ったものの、その後、自民党は、合区を解消するために、憲法を改正しようとしています。憲法改正だって本当に合理性があればいいですよ。しかし、自民党の利益のために憲法改正をして、最高裁判決をひっくり返すことを考えています。**最高裁が、それを「仕方がない」と認めるということは、ありですか？**そのような憲法改正は、最高裁、むしろ司法権全体が協力して止めるべきです。さもなければ、司法権は国民のために何の役に立つのかな？と思います。そのような思いで昨年の最高裁大法廷では弁論をしました。

どうしたら人口比例判決を得られるかという質問は難しいですね。答えがあるんだったらもうすでに、違憲判決をもらえているはずですし。それがもらえていないからこうして苦労しているってところです。

―　答え難い質問であることは承知しておりますが、敢えて山口先生にこの質問をお伺いしたかったので。

山口先生：もうちょっとという考えで、今後も頑張ります。

―　アダムズ方式についてはいかがお考えでしょうか？

山口先生：アダムズ方式は、人口の少ない地域に有利な配分となります。われわれは都道府県への配分について、ヘアー式の最大剰余法を主張しています。**日本は大正14年に普通選挙制を採用した時から、都道府県への配分はずっと最大剰余法でした。**だからわれわれは、日本の歴史を守れというか、変える必要があるのなら変える理由を説明する必要があり、それをしないで勝手な改正（アダムズ方式の採用）をするのはおかしいと批判しています。

―　私どもの1人1票実現運動が始まったのが2009年からで、今年で9年目になります。この間様々な苦労を痛感することがあるわけですが、山口先生たちの活動は50年を優に超えています。改めまして、これまで先生方に継続して選挙裁判に取り組んでいただき、本当にありがとうございます。升永弁護士らも自分たちは山口先生たちの最後尾に付いて参加させていただいていると述べておられました。

山口先生：いえいえ、そんなことはないです。升永先生たちが訴訟を全国展開されたことは、国民にも裁判所にも、大きな影響があったと、高く評価しています。ただ、継続してやるということは大変ですから、長続きするように頑張って下さい。升永先生ほかの皆様によろしくお伝えください。

―　ありがとうございます！頑張ります！本日は有難うございました。　（2018.4月）

弁護士 山口邦明 先生
早稲田大学法学部卒業、同大大学院法学研究科修了。昭和37年に日本で初めて選挙裁判を提起した越山康弁護士（当時司法修習生）とともに、昭和40年より選挙裁判を手掛ける。

インタビュー企画は、当国民会議のホームページで既に公開しております。紙面の都合により、本号では、インタビューの一部を割愛して掲載させていただきました。

完全版は右2次元バーコードもしくは、下記からご覧くださいますようお願いいたします。
https://www2.ippyo.org/?p=1134

次回は、当国民会議の発起人であり、1人1票裁判を全国展開されている升永英俊弁護士、久保利英明弁護士、伊藤真弁護士のインタビューを予定しています。どうぞ、お楽しみに！

NEWS　1人1票裁判（2017衆院選）先月4日に最高裁大法廷回付

2017年衆院選・1人1票裁判（違憲状態・1件　留保付合憲・13件　合憲・2件）は、4日、大法廷に回付され、今後、15人の裁判官で審理されることになりました。

高裁の留保付合憲判決の理由の1つは、平成28年改正法が、平成32年国勢調査後の衆院小選挙区の総定数の各都道府県への定数配分は、同国勢調査結果に基づき、アダムス方式（人口比例方式）により行われることを定めていることでした。

現職の最高裁裁判官のうち、2019年に定年退官が予定されているのは、以下の4名です（カッコ内は定年予定月。＊は1人1票賛成判事）。

①鬼丸 かおる 裁判官（2019年2月）＊
②岡部 喜代子 裁判官（2019年3月）
③山﨑 敏充 裁判官　（2019年8月）
④山本 庸幸 裁判官　（2019年9月）＊

国会が、改正法を履行するかどうかは、今回の参院選挙制度改革案を見れば予測不可能と言わざるを得ません。最高裁には、判決にあたり、国会に対する将来の期待などを考慮することなく、選挙当日の時点で、実施済みの選挙が憲法上有効か否かを、請求の趣旨に基づき判断するよう、強く求めます。

仮認定 NPO 法人 一人一票実現国民会議
〒150-0031　東京都渋谷区桜丘町 17-6
［お問い合わせ］
E-mail と FAX のみで受け付けております
E-mail：ippyo@ippyo.org
FAX：03-3780-3221